

## 告 示

### 埼玉県告示第七百三三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人越谷市住まい・まちづくりセンター

三 代表者の氏名

若色 欣爾

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市宮本町二丁目百八十五番地十二

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県越谷市及び周辺地域において住宅地の良好な住環境の維持管理や景観まちづくりの活動を支援し、良好な地域コミュニティの醸成を推進し、住宅地の資産価値向上に寄与する。さらにこの活動を通し、住まいに関する新たなビジネスを創出し地域経済の活性化を図ることを目的とする。